

宮崎労働局発表
令和4年9月30日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課
課長 新盛 末弘
産業安全専門官 木野宮 柔剛
(電話番号)0985(38)8835
(時間外)0985(44)0641

「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を実施

～死亡者数の急増を受け、業界団体などに安全衛生活動の総点検などを要請～

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、令和4年の労働災害による死亡者数（1月～8月の速報値）が対前年比で増加し、特に8月に急増したことを受け、昨日（9月29日）、労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。

9月7日に公表した、令和4年の労働災害発生状況（1月～8月の速報値）では、死亡者数が12人と対前年比20%（2人）の増加、休業4日以上之死傷者数が対前年比1,315人と対前年比39.4%（372人）の増加となりました。また、8月単月の死亡者数は4人となり、対前年同月比300%（1人→4人）の大幅な増加となっています。

<緊急要請のポイント>

労働災害防止団体、関係事業者団体（21団体）に対して、宮崎労働局長名で緊急要請を行いました。（別添の「緊急要請文」参照）

（1）産業界全体に対する企業の安全衛生活動の総点検などの要請

労使・関係者が一体となって、基本的な安全管理の取組をはじめとする以下の労働災害防止活動の徹底を要請。

- ・安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- ・経営トップによる統括管理、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- ・経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全教育の実施、特に、雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

（2）死亡者数が増加している業種での取組のポイントを明示

特に死亡者数が増加している業種（建設業、林業）での労働災害防止ための取組のポイントは以下のとおり。

(建設業)

- ・労働者の立ち入り制限や誘導員の配置など、車両系建設機械などとの接触防止対策の実施
- ・高所作業における作業床の設置、フルハーネス型墜落制止用器具の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施

(林業)

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく対策の実施

<労働災害発生状況のポイント（令和4年1月～8月の速報値）> ※9月7日公表

(1) 死亡者数

- ・全産業における死亡者数は12人と、前年同期に比べ20.0%（2人）増加。
- ・業種別で見ると、前年同期に比べ建設業が5人と150.0%（3人）増加、林業が3人と50.0%（1人）増加。

(2) 死傷者数

- ・全産業における休業4日以上の死傷者数は1,315人と、前年同期に比べ39.4%（372人）増加。
- ・業種別で見ると、第三次産業が798人と75.4%（343人）、運輸交通業が112人と17.2%（16人）増加。

【今後の労働災害防止対策について】

以上の災害発生状況を踏まえ、宮崎労働局では死亡災害の撲滅と死傷者数の増加への対応として、次の災害防止対策を推進します。

- 1 昨年、最も多く死亡災害が発生した建設業において、墜落・転落災害が多くを占める現状を踏まえ、墜落制止用器具の着用の徹底等の墜落・転落災害防止対策を重点とした取り組みを強化します。

また、宮崎労働局では工事現場が最盛期を迎える年末年始の時期に、「年末年始建設業労働災害防止強調運動」（実施時期：12月1日から1月15日）を進める予定です。

- 2 死亡災害が増加傾向にある林業において、伐木作業等の安全対策を重点とした取り組みを強化します。伐木作業が最盛期を迎える時期に林業労働災害防止強調運動（実施時期：11月1日から11月30日）を進める予定です。
- 3 死傷災害が大幅に増加している第三次産業の中でも、特に災害の多い小売業・社会福祉施設に対し、平成29年から厚生労働省で進めている「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（【別添4】参照）広く展開し、災害防止の取組促進を図ります。

(添付資料)

- 【別添 1】 県内労働災害発生状況（概要）
- 【別添 2】 （参考資料）業種別・署別災害発生状況（休業 4 日以上）
- 【別添 3】 （参考資料）令和 4 年死亡災害発生状況一覧表
- 【別添 4】 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」パンフレット

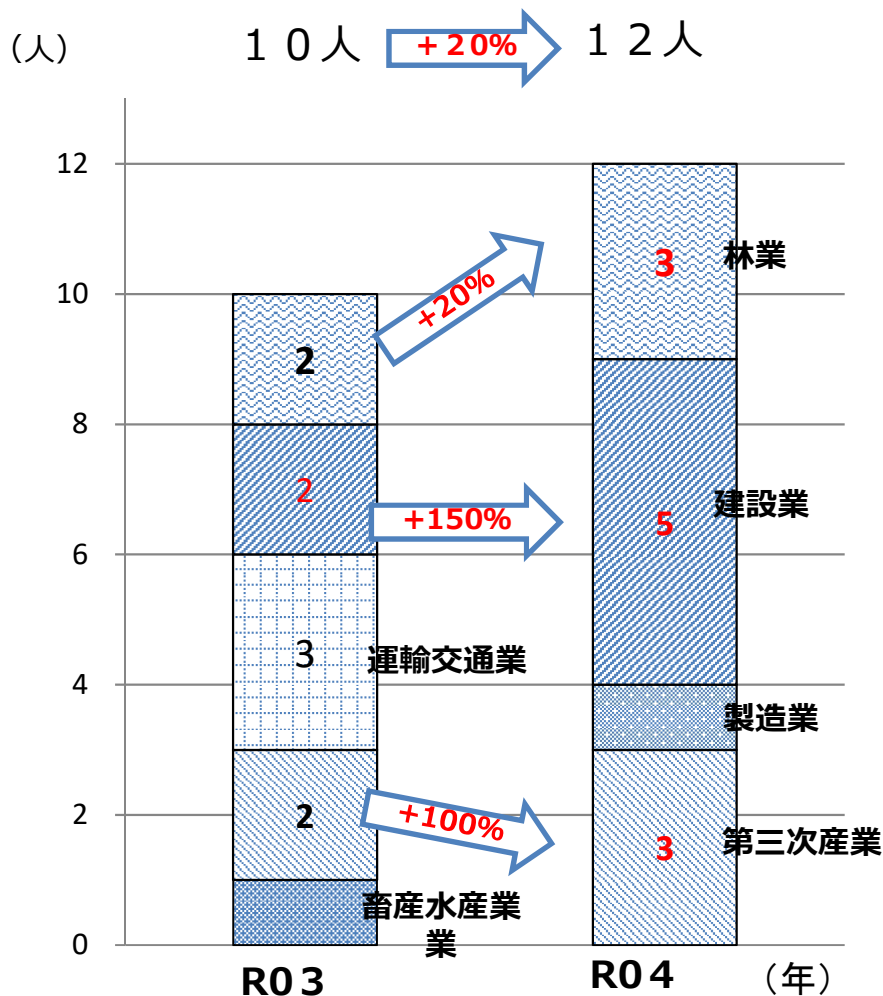
令和4年県内労働災害発生状況（1月～8月速報値）

【別添1】

※ 令和4年1月1日から令和4年8月31日までに発生した災害の報告を集計したもの

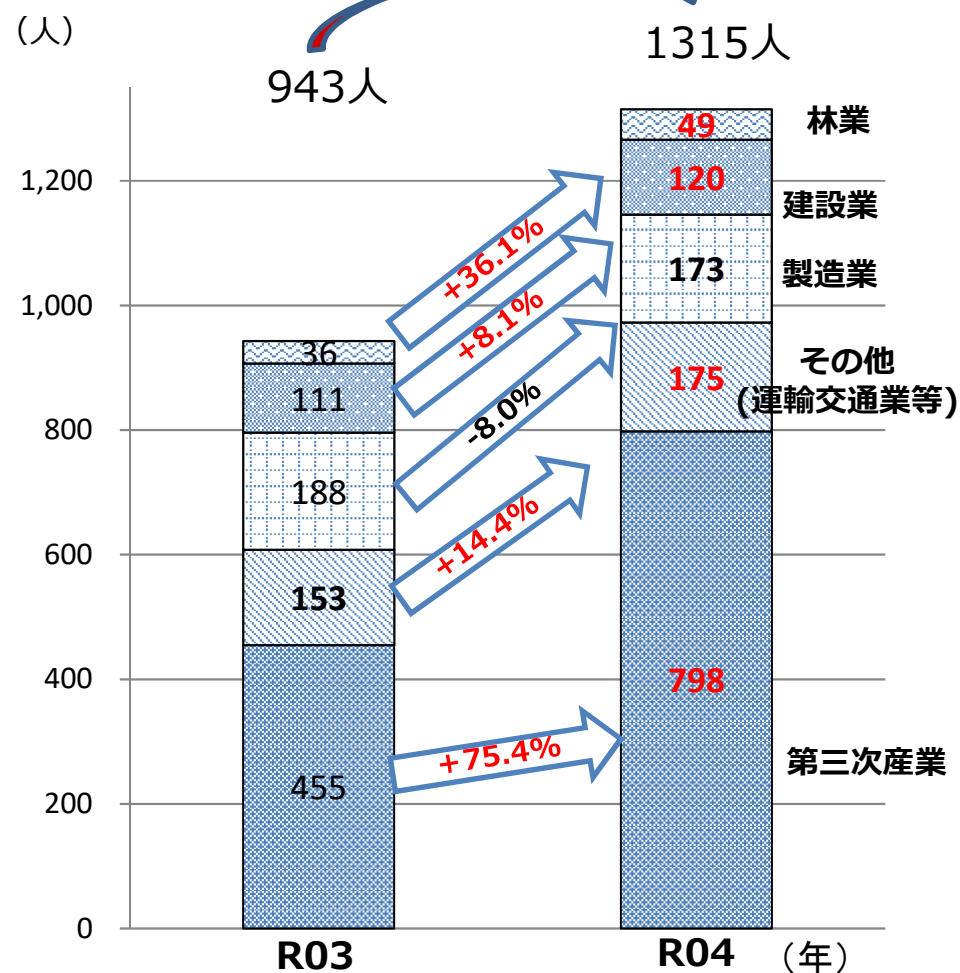
死亡災害

+2人(+20%)



休業4日以上之死傷災害

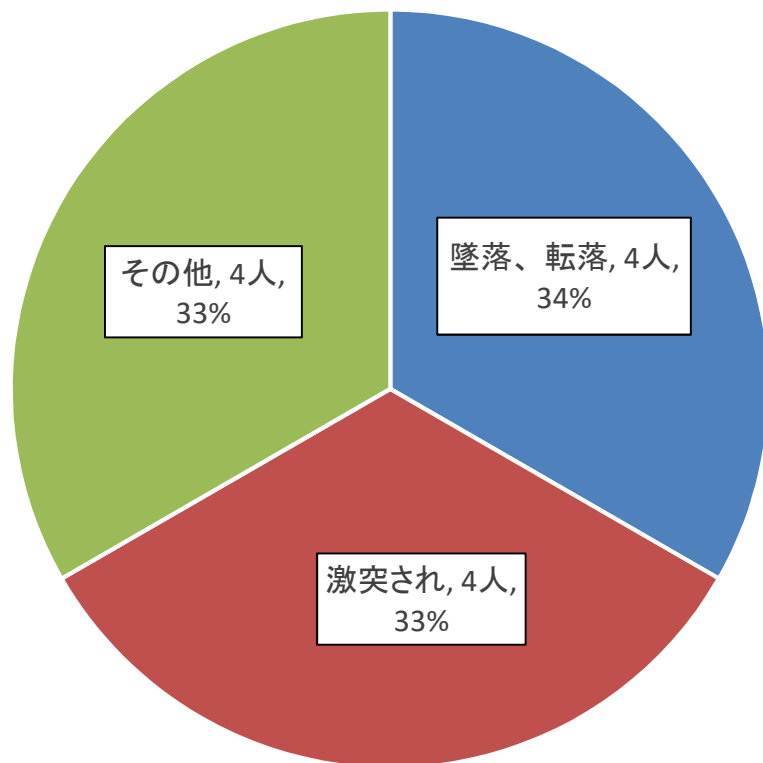
+372人(+39.4%)



令和4年県内労働災害発生状況（1月～8月速報値）

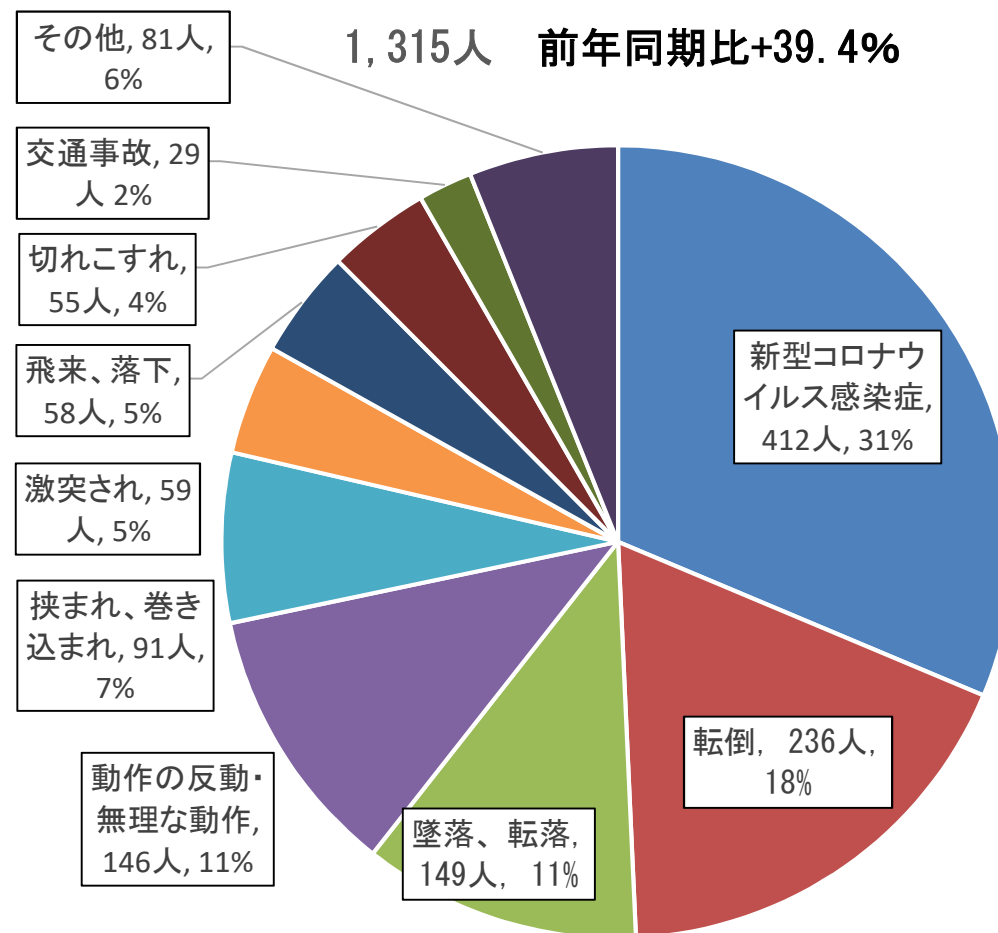
死亡災害

12人、前年同期比+20.0%

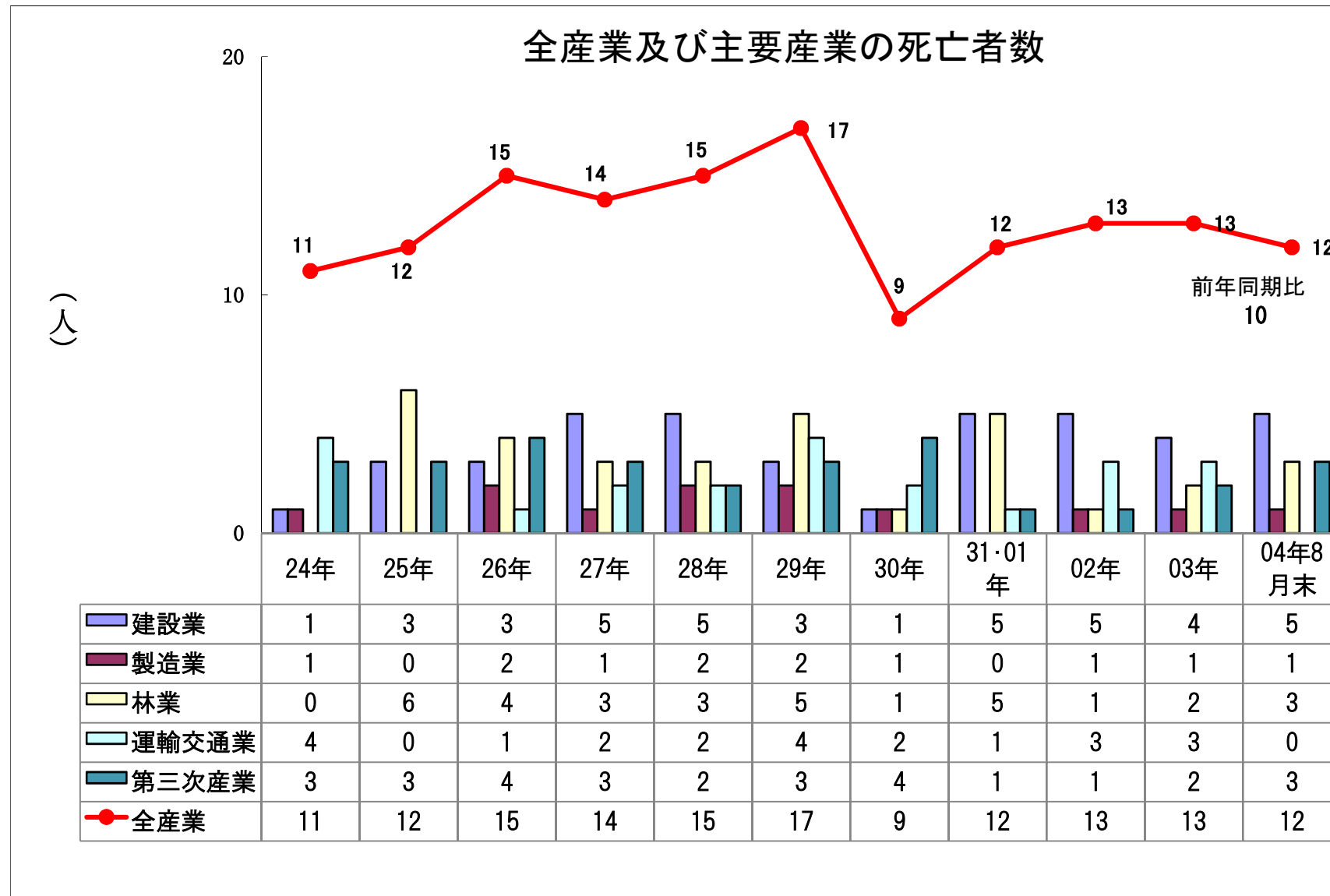


休業4日以上の死傷災害

1,315人 前年同期比+39.4%

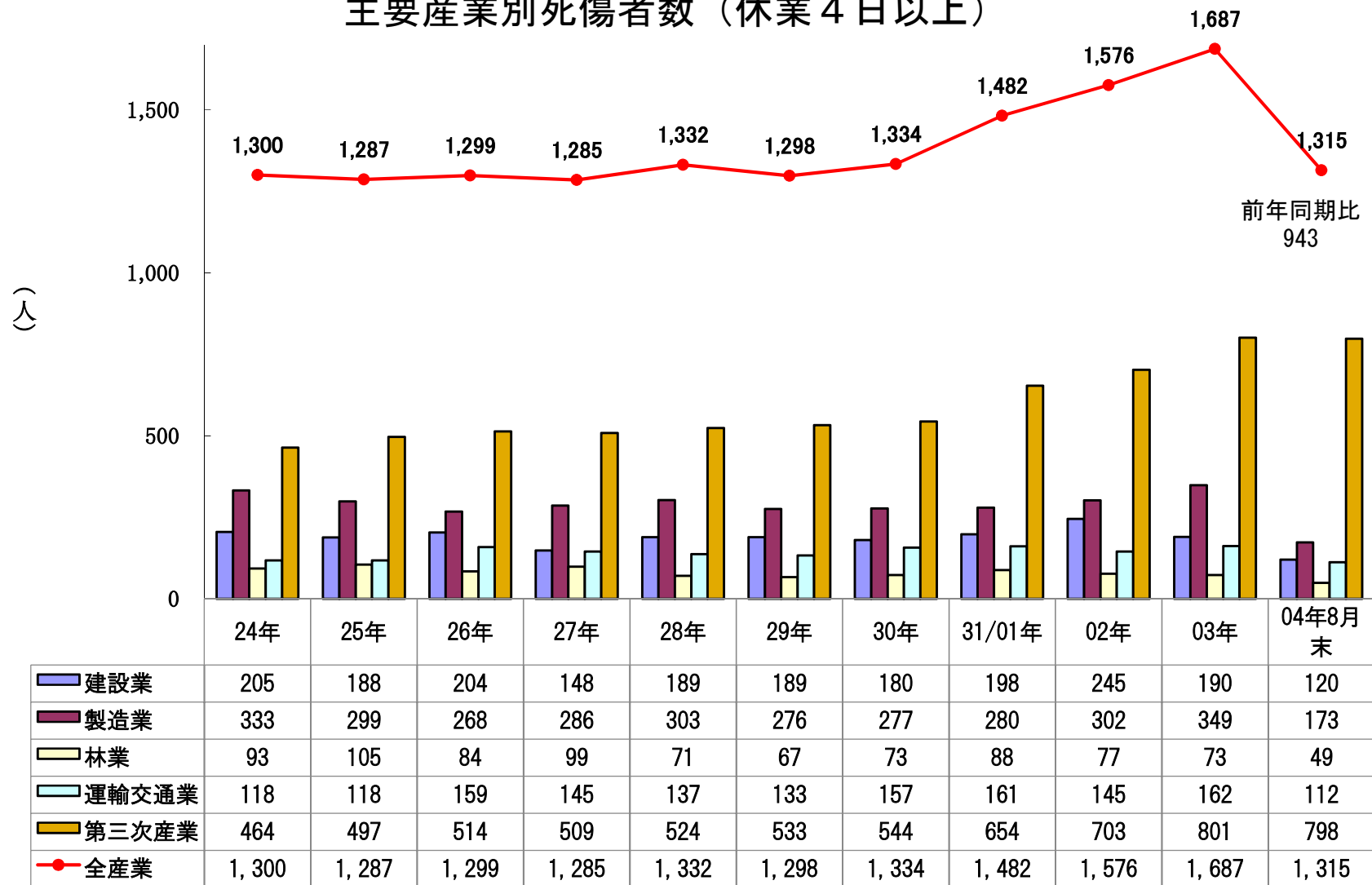


労働災害発生状況（平成24年～令和4年8月）

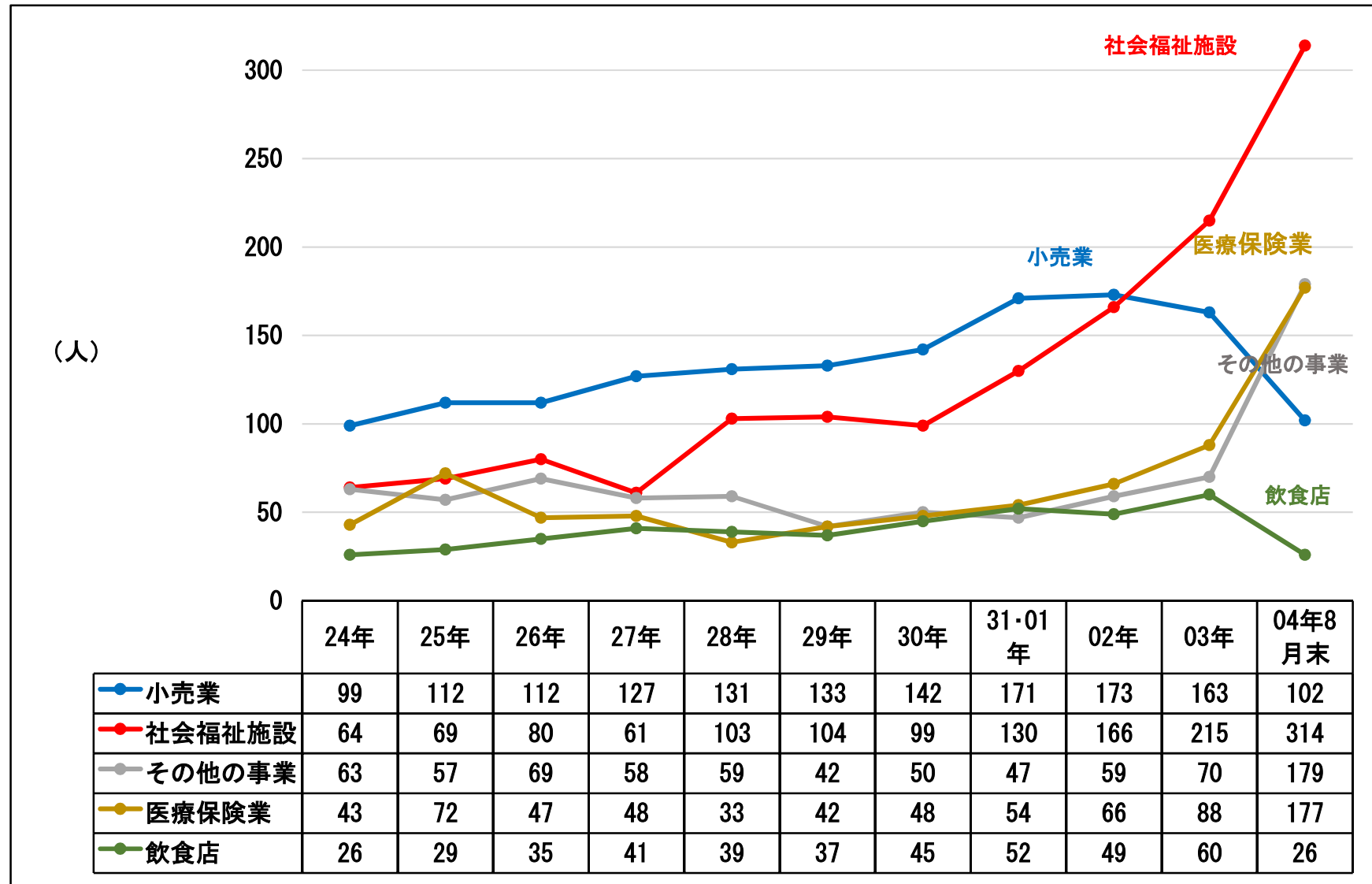


労働災害発生状況（平成24年～令和4年8月）

主要産業別死傷者数（休業4日以上）



第3次産業における労働災害発生状況（平成24年～令和4年8月）



業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)

宮崎労働局

統計集計日 ※上段

死亡災害：令和3年8月末日現在

休業災害：令和3年8月末日現在

8月末日 ※下段

死亡災害：令和4年8月末日現在

休業災害：令和4年8月末日現在

速報値

	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01 製造業		188	188		92	92		28	28		56	56		12	12
	1	172	173		61	61	1	39	40		60	60		12	12
01 食料品		91	91		62	62		5	5		24	24			
		84	84		38	38		14	14		29	29		3	3
04 木材・木製品		27	27		5	5		7	7		10	10		5	5
		41	41		6	6		17	17		14	14		4	4
09 窯業土石		12	12		4	4		5	5		2	2		1	1
		9	9		1	1		3	3		2	2		3	3
12 金属製品		13	13		2	2		5	5		4	4		2	2
		4	4		1	1		1	1		2	2			
13~15 機械器具		20	20		14	14		2	2		3	3		1	1
		9	9		5	5		2	2		1	1		1	1
02 鉱業		3	3								3	3			
		1	1								1	1			
03 建設業	2	109	111	2	42	44		29	29		25	25		13	13
	5	115	120	1	48	49	1	24	25	3	37	40		6	6
01 土木工事	1	42	43	1	12	13		14	14		8	8		8	8
	2	38	40		17	17		8	8	2	11	13		2	2
02 建築工事	1	55	56	1	27	28		11	11		12	12		5	5
	2	46	48	1	20	21	1	6	7		18	18		2	2
(02-02 木造建築)		15	15		6	6		4	4		2	2		3	3
	1	10	11		4	4	1	1	2		5	5			
04 運輸交通業	3	93	96	3	41	44		13	13		36	36		3	3
		112	112		46	46		16	16		47	47		3	3
03 道路貨物運送	3	86	89	3	35	38		13	13		35	35		3	3
		105	105		41	41		16	16		45	45		3	3
05 貨物取扱業		5	5					1	1		4	4			
		11	11		7	7		3	3		1	1			
06 農林業	2	64	66	18	18	21	2	19	21		18	18		9	9
	3	65	68	16	16	28	1	27	28	1	17	18	1	5	6
02 林業	2	34	36	5	5	19	2	17	19		6	6		6	6
	3	46	49	8	8	26	1	25	26	1	8	9	1	5	6
07 畜産・水産業	1	18	19	1	9	10		3	3		3	3		3	3
		32	32		9	9		4	4		14	14		5	5
08 商業	1	115	116	1	58	59		21	21		31	31		5	5
	2	133	135	1	65	66	1	23	24		39	39		6	6
02 小元	1	91	92	1	48	49		17	17		21	21		5	5
		102	102		54	54		18	18		25	25		5	5
09 金融・広告業		8	8		7	7					1	1			
		7	7		4	4		1	1		1	1		1	1
10 映画・演劇業															
		1	1								1	1			
11 通信業		14	14		4	4		5	5		2	2		3	3
		12	12		5	5		3	3		3	3		1	1
12 教育・研究業		8	8		7	7		1	1						
		22	22		21	21								1	1
13 保健衛生業		174	174		79	79		27	27		54	54		14	14
	1	491	492	1	259	260		105	105		102	102		25	25
02 社会福祉施設		115	115		56	56		20	20		32	32		7	7
	1	313	314	1	150	151		63	63		78	78		22	22
14 接客娯楽業		49	49		25	25		9	9		12	12		3	3
		48	48		24	24		12	12		10	10		2	2
02 飲食店		29	29		16	16		5	5		5	5		3	3
		26	26		9	9		7	7		8	8		2	2
15 清掃・と畜業	1	35	36	1	16	17		10	10		7	7		2	2
		40	40		23	23		9	9		8	8			
(01-01 ビルメン)	1	17	18	1	7	8		8	8		2	2			
		24	24		17	17		4	4		3	3			
16 官公署		2	2		2	2									
17 その他の事業		48	48		29	29		8	8		8	8		3	3
		41	41		20	20		6	6		13	13		2	2
合計	10	933	943	8	429	437	2	174	176		260	260		70	70
	12	1303	1315	3	608	611	4	272	276	4	354	358	1	69	70

令和4年 死亡災害発生状況一覧表

宮崎労働局
令和4年9月21日現在

番号	災害発生日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	激突され	掘削用機械	土木工事業	男	70代	12年	河川工事において、川の流れを変更するためのポリエチレンパイプ（1本あたり200～300kgを2本連結したもの）をドラグ・ショベルにより吊り上げていたところ、ドラグ・ショベルの運転者の上着の裾が回転レバーに引っかかり意図せず右旋回し、振れたつり荷が近くにいた被災者の頭部及び顔面に激突した。
2	2月	激突され	立木等	その他の商業	男	70代	3年	被災者が立木をチェーンソーで伐木作業中、伐倒した立木が被災者に激突した。
3	2月	墜落、転落	建築物、構築物	土木工事業	男	40代	8年	河川工事において、敷設後のU字溝内の洗浄作業のため、被災者はホースを引っ張りながら河川沿いのコンクリート床面を移動していたところ、このコンクリート床が割れて1.45m下の河川内に墜落し、河川内の石に前頭部を打ち付けた。
4	3月	爆発	爆発性の物等	化学工業	男	20代	2年	膠化薬を製造する作業において、被災者が洗浄室内で労働安全衛生法上の危険物（爆発性の物）を濾過槽から容器に払い出す作業を一人で行っていたところ、何らかの原因により洗浄室内で爆発が発生し、洗浄室は消失、周辺建物等も損壊した。爆発後にDNA鑑定により被災者の死亡が確認された。災害発生時、洗浄室内には約1.9tの爆発性の物が保管されていた。
5	4月	墜落、転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	建築工事業	男	40代	30年	マンションの修繕工事において、隣接する機械式駐車場のキャットウォーク（地上から高さ5.65m）にいた被災者が、何らかの原因で地上に墜落した。
6	5月	激突され	立木等	林業	男	30代	3年	皆伐現場において、チェーンソーによる伐木作業を行うため、被災者が伐採箇所周辺を徒歩で移動していたところ、立木にかかった状態の風倒木の下方を通過するときに突風が吹き、この風倒木が倒れて被災者の腰部に激突した。
7	7月	その他	その他の起因物	社会福祉施設	非公表	非公表	非公表	新型コロナウイルス感染症に罹患した。
8	7月	飛来、落下	その他の装置、設備	卸売業	女	40代	4年	スクラップの25tダンプの解体作業において、被災者がショック・アプソーバーの油圧シリンダーのネジ（全16本）をインパクト・ドライバーで14本外したところ、ショック・アプソーバーの内圧によりシリンダーを固定していた残りのネジ2本が破断し、シリンダーが飛んで、被災者の左顎下部に激突した。
9	8月	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	その他の建設業	男	50代	16年	養鶏場内の給餌用機械の復旧作業において、飼料タンクまわりの配管内部から部品を引き出すため、この部品とフォークリフトをワイヤーロープで繋いだ後、後進して引っ張ろうとフォークリフトのエンジンをかけたところ、前方に急発進してフォークリフトの前方にいた被災者の両足が飼料タンクの基礎とフォークリフトの間に挟まれた。
10	8月	激突され	立木等	林業	男	70代	10年	皆伐現場において、チェーンソーでの伐木作業を一人で行っていた被災者が伐根付近の斜面に仰向けで倒れた状態で発見された。死因は胸部圧迫によるものであり、被災者が使用していたチェーンソーは倒れていた位置から約7.5m離れた場所に置かれていた。
11	8月	墜落、転落	（調査中）	建築工事業	男	-	-	（詳細は調査中）木造家屋の新築工事現場において、被災者が墜落した。
12	8月	墜落、転落	伐木等機械	林業	男	30代	12年	皆伐現場において、谷下の伐倒木をプロセッサで引き上げて平坦な作業道に仮置きし、その伐倒木の元口をプロセッサの掴み機で掴みなおそうとプロセッサを走行させたところ、作業道の路肩から約28m下にプロセッサごと転落した。被災者は転落の途中で運転席から投げ出された。

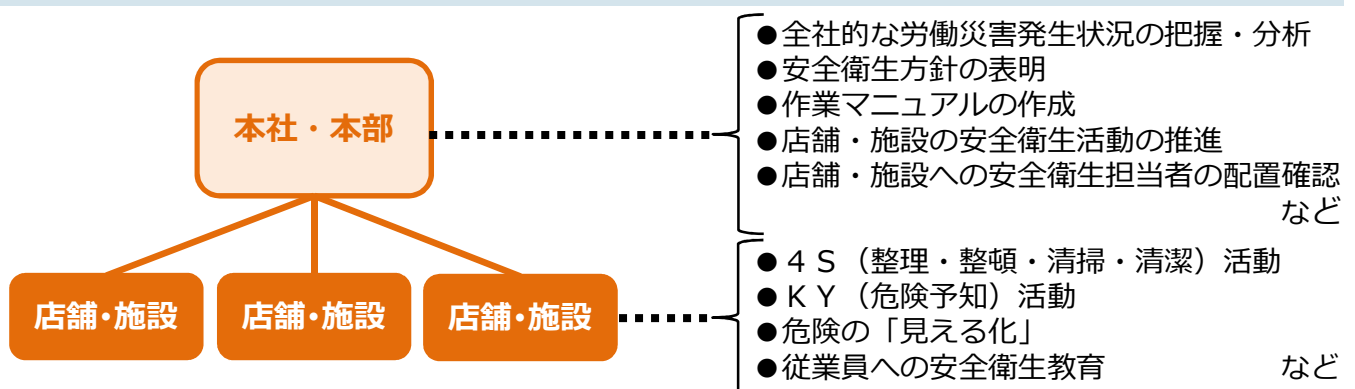
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

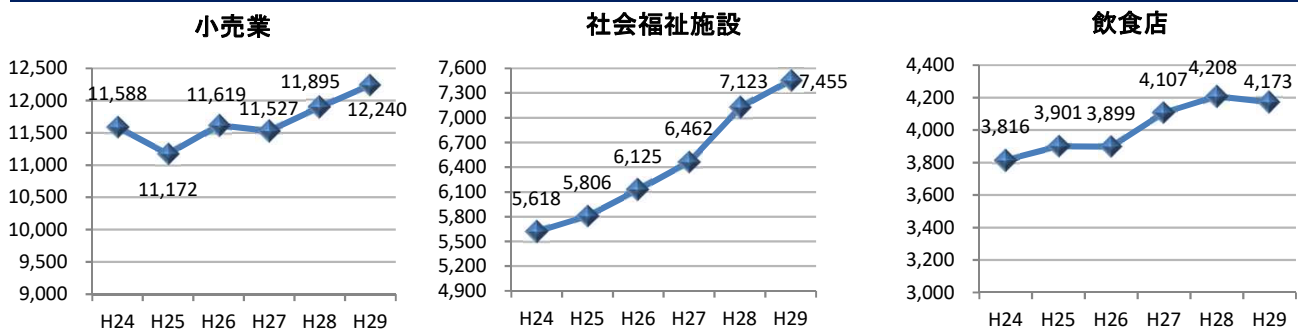
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	—
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてくださ

チェック項目		☑
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

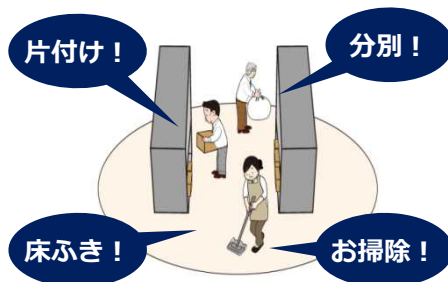
主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆ 「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆ 4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例

+

策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名
代表者

株式会社●●スーパーマーケット
代表取締役 安全太郎

（自筆で署名しましょう）

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動でつけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっている場合は、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

- 安全・衛生に関する主な制度・施策紹介
- 安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には減少してきましたが、平成30年以降、死傷者数が増加を続けております。

特に、令和4年は死亡災害が夏場に急増し、対前年比で20.0%（8月末現在）の増加となっております。8月単月の死亡災害は、前年同月比3人（1人→4人）の大幅な増加となっており、この傾向が続けば、死傷災害、死亡災害が前年に比べ大幅な増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

ここ最近発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組がおろそかになっているものが多数見られ、コロナ禍からの経済活動の正常化に向け、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

令和4年9月29日

宮崎労働局長 田中 大介